

茅ヶ崎市歳入口座振替規則及び茅ヶ崎市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第17号

茅ヶ崎市歳入口座振替規則及び茅ヶ崎市介護保険規則の一部を改正する規則

(茅ヶ崎市歳入口座振替規則の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市歳入口座振替規則(平成3年茅ヶ崎市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第9条第1項ただし書」を「第7条第1項ただし書」に改める。

(茅ヶ崎市介護保険規則の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市介護保険規則(平成12年茅ヶ崎市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第115条の32第2項第4号」を「第115条の32第2項第5号」に改める。

第15条を削る。

第16条第1項中「第14条第1項の」を「第12条第1項の」に改め、同項第1号中「第14条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第14条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第14条第1項第2号、第3号又は第4号」を「第12条第1項第2号、第3号又は第4号」に改め、同項第4号中「第14条第1項第5号」を「第12条第1項第5号」に改め、同号イ中「第8条第1号」を「第6条第1号」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第4項第1号中「第14条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第14条第1項第2号から第4号まで」を「第12条第1項第2号から第4号まで」に改め、同条第5項第1号中「第14条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第14条第1項第2号から第4号まで」を「第12条第1項第2号から第4号まで」に改め、同条を第15条とする。

第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

附則第3項中「第16条第1項及び第5項」を「第15条第1項及び第5項」に改める。

附則第4項中「第14条第1項」を「第12条第1項」に、「第16条第1項第2号から第4号まで」を「第15条第1項第2号から第4号まで」に改める。

第7号様式中「第115条の32第2項第4号」を「第115条の32第2項第5号」に改める。

第9号様式中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改める。

第10号様式中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。